

現代の社会福祉士養成シリーズ **保健医療サービス 正誤表**

(2010年12月10日現在) ※最新の正誤表はホームページにてご確認ください (<http://www.kumi-web.co.jp/>)

誤	正
<p>第5回 p.58 下から4行目 ③出産手当金・分娩費の給付</p>	<p>③出産育児一時金・分娩費の給付</p>
<p>第5回 p.59 下から15行目④を修正し、⑤を追加する ④出産一時金 出産の費用の補助。現金給付である。</p>	<p>④出産手当金 妊娠・出産で労務につけず、報酬が得られなくなった場合の所得保障。産前42日間(多胎妊娠の場合は98日間)、産後56日間(出産日当日を含む)を限度として、1日につき標準報酬日額の3分の2が支給される現金給付である。 ⑤出産育児一時金 出産の費用の補助。現金給付である。</p>
<p>第5回 p.62 下から3行目 償還される金額の計算式 80,100円 + (375,867円 - 267,000円) × 0.01 = 80,100円 + 1,089円 = 81,189円 (自己負担限度額) 375,867円(保険適用分) - 81,189円(自己負担限度額) = 294,678円(償還される金額) A氏の場合 294,678円戻ってくる。</p>	<p>80,100円 + (1,252,890円 - 267,000円) × 0.01 = 80,100円 + 9,859円 = 89,959円 (自己負担限度額) 375,867円(保険適用分) - 89,959円(自己負担限度額) = 285,908円(償還される金額) A氏の場合 285,908円戻ってくる。</p>